

**電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
(契約者回線の利用休止) 第20条 当社は、加入電話契約者（タイプ1に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び電話番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。 2 (略) 3 (略) 4 当社は、加入電話契約者から再利用の請求があったときは、第13条（加入電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。	(契約者回線の利用休止) 第20条 当社は、加入電話契約者（タイプ1に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び電話番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。 2 (略) 3 (略) 4 当社は、加入電話契約者から再利用の請求があったときは、第13条（加入電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。 <u>5 当社は、加入電話契約者から別記3に定める氏名等の変更に係る届出が行われていない場合において、加入電話契約者以外の者（契約者回線の設置場所において加入電話を利用している者又は電話サービスの料金を支払っている者に限ります。）から当社所定の書面により契約者回線の利用休止の請求があったときは、当社が定める条件等に適合していると認めた場合に限り、契約者回線の利用休止を行うことがあります。</u>
(当社が行う加入電話契約の解除) 第24条 当社は、第59条（利用停止）の規定により加入電話の利用を停止された加入電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その加入電話契約を解除することがあります。 2 (略) 3 当社は、前2項の規定により、その加入電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入電話契約者にそのことを通知します。	(当社が行う加入電話契約の解除) 第24条 当社は、第59条（利用停止）の規定により加入電話の利用を停止された加入電話契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その加入電話契約を解除することがあります。 2 (略) 3 当社は、前2項の規定により、その加入電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入電話契約者にそのことを通知します。 <u>4 前3項の規定にかかわらず、当社は、加入電話契約者から別記3に定める氏名等の変更に係る届出が行われていない場合において、加入電話契約者以外の者（契約者回線の設置場所において加入電話を利用している者又は電話サービスの料金を支払っている者に限ります。）から当社所定の書面により加入電話契約の解除の請求があったときは、当社が定める条件等に適合していると認めた場合に限り、その加入電話契約を解除することがあります。</u>
	附 則（令和8年7月29日東経営第000200000903号） この改正規定は、令和8年8月5日から実施します。

**総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
(契約者回線の利用休止) 第18条 当社は、第1種契約者（タイプ2に係る契約者及び臨時第1種契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び契約者回線番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。 2 (略) 3 (略) 4 契約者回線の利用休止をしている第1種契約者は、再利用の請求をすることができません。 (注) (略)	(契約者回線の利用休止) 第18条 当社は、第1種契約者（タイプ2に係る契約者及び臨時第1種契約者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び契約者回線番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。 2 (略) 3 (略) 4 契約者回線の利用休止をしている第1種契約者は、再利用の請求をすることができません。 5 <u>当社は、第1種契約者から別記3に定める氏名等の変更に係る届出が行われていない場合において、第1種契約者以外の者（契約者回線の設置場所において総合デジタル通信サービスを利用している者又は総合デジタル通信サービスの料金を支払っている者に限ります。）から当社所定の書面により契約者回線の利用休止の請求があったときは、当社が定める条件等に適合していると認めた場合に限り、契約者回線の利用休止を行うことがあります。</u> (注) (略)
(当社が行う第1種契約の解除) 第21条 当社は、第43条（利用停止）の規定により第1種総合デジタル通信サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その第1種契約を解除することがあります。 2 (略) 3 (略) 4 当社は、前3項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。 (注) (略)	(当社が行う第1種契約の解除) 第21条 当社は、第43条（利用停止）の規定により第1種総合デジタル通信サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合には、その第1種契約を解除することがあります。 2 (略) 3 (略) 4 当社は、前3項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。 5 <u>前4項の規定にかかわらず、当社は、第1種契約者から別記3に定める氏名等の変更に係る届出が行われていない場合において、第1種契約者以外の者（契約者回線の設置場所において総合デジタル通信サービスを利用している者又は総合デジタル通信サービスの料金を支払っている者に限ります。）から当社所定の書面により契約者回線の解除の請求があったときは、当社が定める条件等に適合していると認めた場合に限り、契約者回線を解除することがあります。</u> (注) (略)
	附 則（令和8年7月29日東経営第000200000903号） この改正規定は、令和8年8月5日から実施します。